

免税軽油制度の存続を求める意見書

これまで、農業、林業、製造業などの事業に貢献してきた免税軽油制度（軽油引取税の課税免除）が、令和3年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきた。

こうした中、本市のスキー場においては、事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油が課税免除となっており、この制度が廃止された場合、事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になることは明白である。本市における冬季の地域産業であるスキー産業の運営が困難となれば、宿泊施設や観光施設、仕入れ業者、それに関わる雇用等地域の産業全体に計り知れない悪影響を与えることになる。

以上の趣旨から、下記事項について強く要望する。

記

1. 免税軽油制度を引き続き継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

広島県庄原市議会